

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰生活者支援事業(R6補正予算分)	(No.5、No.6同一事業) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、1人当たり2千円分の地域商品券を配布し、地域経済の活性化と生活者支援を行う。 ②需用費、役務費、委託料、補助金 ③事務費2,208千円(消耗品費120千円、役務費1,488千円、委託料600千円)、補助金113,587千円(商品券2千円×41,500人＝83,000千円、参加事業者募集や換金業務等を実施する商工会への事務費補助金30,587千円) 合計 115,795千円 ④町民 ※③はNo.5及びNo.6に係る総事業費115,795千円について記載。うち、No.5の充当額は95,764千円。残額20,031千円はNo.6より充当で充当。	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰生活者支援事業(R7予備費分)	(No.5、No.6同一事業) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、1人当たり2千円分の地域商品券を配布し、地域経済の活性化と生活者支援を行う。 ②需用費、役務費、委託料、補助金 ③事務費2,208千円(消耗品費120千円、役務費1,488千円、委託料600千円)、補助金113,587千円(商品券2千円×41,500人＝83,000千円、参加事業者募集や換金業務等を実施する商工会への事務費補助金30,587千円) 合計 115,795千円 ④町民 ※③はNo.5及びNo.6に係る総事業費115,795千円について記載。うち、No.6の充当額は20,031千円。残額95,764千円はNo.5より充当で充当。	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費臨時支援事業	①食料品価格等の物価高騰の影響により、学校給食費の料金改定を行うが、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、学校給食費改定前と改訂後の差額について補助し、児童生徒の保護者負担を軽減する。 ②令和7年4月期(4月分)から令和8年3月期(2月分)の保護者負担分の学校給食費を公費で負担する。 ③小学校 900円×2,481人×11か月分＝24,562千円 幼稚園(通常) 600円×499人×11か月分＝3,294千円 幼稚園(副食費免除) 150円×191人×11か月分＝315千円 ＝28,171千円 ④町立小学校4校の児童、町立幼稚園4園園児の保護者(生活保護、就学援助、その他国、県の制度により補助や免除を受けている者及び教職員等を除く)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費物価高騰対応臨時支援事業	①物価高騰の影響による子育て世帯の負担軽減を図るため、保育所等給食費について、給食費の値上げがあった保育施設を利用している3歳～5歳児1人当たり1月600円を上限に1年間支援する。 ②補助金、公立保育所給食費の減免にかかる費用、役務費 ③・補助金(民間保育施設を利用する児童分) 1,071人×600円(補助額)×12か月＝7,711,200円＝7,712千円 ・公立保育所給食費の減免にかかる費用 29人×600円(補助額)×12か月＝208,800円＝209千円 ・通信運搬費(郵送費)26,000円＝26千円 対象経費合計 7,712千円+209千円+26千円＝7,947千円 ④公立保育所・私立認可保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所)・認可外保育施設・未移行幼稚園のうち、給食費が増額となった保育施設を利用している子育て世帯(国、県、その他の制度により補助や免除を受けている者及び保育士等を除く)	R7.4	R8.3
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	粗飼料価格高騰対策臨時支援事業	①物価高騰に伴う粗飼料価格高騰の影響により、乳用牛農家並びに肉用牛農家の経営が逼迫している現状を踏まえ、経済的負担軽減を図るため、粗飼料購入に係る費用を一部補助することによって、経営の安定化を図る。 ②補助金 ③粗飼料価格の【令和2年度と令和6年度を比較した価格上昇額】を基に補助率(乳用牛20%、肉用牛25%)を算出し、【令和6年度の粗飼料購入実績】に補助率と補助対象月数(11か月)を乗じて事業額を積算 ※1戸上限50万円 乳用牛農家 4戸×500千円＝2,000千円 肉用牛農家 5戸×500千円＝2,500千円 合計 9戸 2,000千円+2,500千円＝4,500千円 ④南風原町内に住所を有する乳用牛、肉用牛農家	R7.4	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用資材等臨時支援事業	①物価高騰に伴う農業用資材等の価格高騰により、農業者の経営が逼迫していることから、農業経営を継続し、安定的な経営を行えるよう農業用資材等の購入に係る費用を一部補助する。 ②補助金 ③農業用資材等に係る価格高騰分への補助 3,103千円 補助対象品目32品目の【令和3年3月と令和6年12月を比較した価格高騰額】×30%×【令和1～5年度の4月～3月の販売実績平均】＝3,102,810円＝3,103千円 ④町内に所在地を有する農業生産法人、および町内に住所を有する農業事業者	R7.4	R8.3